

割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針の改正案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(略)</p> <p>第3章 信用購入あっせん業者に対する検査 (略)</p> <p>Ⅲ－3 検査に係る基本事項 Ⅲ－3－1 検査基本 <u>方針</u> の策定 (中略)</p> <p>第1章 信用購入あっせん業者の監督に関する基本的考え方 Ⅰ－1～5 (略) Ⅰ－6 用語の定義</p> <p>本基本方針における用語の定義は以下のとおりとする。なお、割販法に定めがある用語のうち、以下に列挙されておらず、かつ、本文中で特段の定義を設けていない用語については、割販法の定めのとおりの意味で用いる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(10) <u>保護法ガイドライン</u> <u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）</u>、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）</u>、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(略)</p> <p>第3章 信用購入あっせん業者に対する検査 (略)</p> <p>Ⅲ－3 検査に係る基本事項 Ⅲ－3－1 検査基本 <u>計画</u> の策定 (中略)</p> <p>第1章 信用購入あっせん業者の監督に関する基本的考え方 Ⅰ－1～5 (略) Ⅰ－6 用語の定義</p> <p>本基本方針における用語の定義は以下のとおりとする。なお、割販法に定めがある用語のうち、以下に列挙されておらず、かつ、本文中で特段の定義を設けていない用語については、割販法の定めのとおりの意味で用いる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(10) <u>経済産業分野ガイドライン</u> <u>個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成21年10月9日厚生労働省・経済産業省告示第2号）</u></p>

の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）

(11) 信用分野ガイドライン

信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・経済産業省告示第1号）

(12) ～ (24) (略)

第2章 信用購入あっせん業者に対する監督

II-1 (略)

II-2 監督に係る考え方と評価項目

(中略)

II-2-2-3 適切な情報管理

II-2-2-3-1 情報の管理

購入者等に関する情報が漏えいした場合、情報が悪用されることにより購入者等の利益が著しく損なわれるおそれがあるため、信用購入あっせん業者による情報の適切な管理は極めて重要であり、割販法の規定に加え、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び信用分野ガイドラインの規定に基づく措置が求められる。

このため、信用購入あっせん業者は、以下の点に留意して情報を管理する体制を整備しなければならない。

(1) (略)

(11) 信用分野ガイドライン

経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成18年10月16日経済産業省告示第321号）

(12) ～ (24) (略)

第2章 信用購入あっせん業者に対する監督

II-1 (略)

II-2 監督に係る考え方と評価項目

(中略)

II-2-2-3 適切な情報管理

II-2-2-3-1 情報の管理

購入者等に関する情報が漏えいした場合、情報が悪用されることにより購入者等の利益が著しく損なわれるおそれがあるため、信用購入あっせん業者による情報の適切な管理は極めて重要であり、割販法の規定に加え、個人情報保護法、経済産業分野ガイドライン及び信用分野ガイドラインの規定に基づく措置が求められる。

このため、信用購入あっせん業者は、以下の点に留意して情報を管理する体制を整備しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人情報保護法、経済産業分野ガイドライン、信用分野ガ

(2) 個人情報保護法、保護法ガイドライン、信用分野ガイドラインに基づく情報の取扱基準を定め、日常業務の運営において実践していること。

(3) ～ (7) (略)

(8) 人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他特別の非公開情報 (注) については、信用分野ガイドライン Ⅱ. 2. (2) 1) ①～⑦に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じていること。また、上記の場合に該当し、これら非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じていること。

(注) その他の特別な非公開情報とは、以下の情報をいう。

① 労働組合への加盟に関する情報

② 民族に関する情報

③ 性生活に関する情報

④ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報

⑤ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報

⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報

⑦ 社会的身分に関する情報

Ⅱ-2-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理【クレ

イドラインに基づく情報の取扱基準を定め、日常業務の運営において実践していること。

(3) ～ (7) (略)

(8) 人種、信条、門地、本籍地及び保険医療又は犯罪の経歴についての情報その他特別の非公開情報については、信用分野ガイドラインの例外事項に該当する場合以外には取得しない措置を講じていること。例外事項に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じていること。

Ⅱ-2-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理【クレジット
カード等購入あっせん業者対象項目】

【クレジットカード等購入あっせん業者対象項目】

(略)

(1) クレジットカード番号等の管理に係る措置が、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び信用分野ガイドラインに規定する保護措置と同等の水準で実施されていること。

(2) ～ (7) (略)

(中略)

第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

Ⅲ-1・2 (略)

Ⅲ-3 検査に係る基本事項

Ⅲ-3-1 検査基本 方針 の策定

検査は、経済産業省商取引監督課が年度ごとに策定する「信用購入あっせん業者等に係る検査基本方針及び検査基本計画」(以下「検査基本方針」という。)に 基づき、商取引監督課及び経済産業局の緊密な連携の下に行うものとする。

(中略)

Ⅲ-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

(中略)

Ⅲ-4-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-4-2-3-1 情報の管理

(1) (略)

(2) 保護法ガイドライン 及び信用分野ガイドラインに基づく情

(略)

(1) クレジットカード番号等の管理に係る措置が、個人情報保護法、経済産業分野ガイドライン及び信用分野ガイドラインに規定する保護措置と同等の水準で実施されていること。

(2) ～ (7) (略)

(中略)

第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

Ⅲ-1・2 (略)

Ⅲ-3 検査に係る基本事項

Ⅲ-3-1 検査基本 計画 の策定

検査は、経済産業省商取引監督課が年度ごとに策定する検査基本計画に より、商取引監督課及び経済産業局の緊密な連携の下に行うものとする。

(中略)

Ⅲ-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

(中略)

Ⅲ-4-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-4-2-3-1 情報の管理

(1) (略)

(2) 経済産業分野ガイドライン 及び信用分野ガイドラインに基づく情報の取扱い基準等を定めているか。(審査基準(別紙

報の取扱い基準等を定めているか。(審査基準(別紙1)2.
(1.(4)②))

(3)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、信用分野ガイドライン2.(2)1)①～⑦に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じているか。また、上記の場合に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第58条)

(10) (略)

(中略)

Ⅲ-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

(中略)

Ⅲ-5-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-5-2-3-1 情報の管理

(1) (略)

(2) 保護法ガイドライン及び信用分野ガイドラインに基づく情報の取扱い基準等を定めているか。(審査基準(別紙1)1.
(4)②)

(3)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保険医療又

1)2.(1.(4)②))

(3)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条及び本籍地等の特別の非公開情報を、信用分野ガイドラインの例外事項に該当する場合以外には取得しない措置を講じているか。また、例外事項に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第58条)

(10) (略)

(中略)

Ⅲ-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

(中略)

Ⅲ-5-2-3 適切な情報管理

Ⅲ-5-2-3-1 情報の管理

(1) (略)

(2) 経済産業分野ガイドライン及び信用分野ガイドラインに基づく情報の取扱い基準等を定めているか。(審査基準(別紙
1)1.(4)②)

(3)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条 及び本籍地等の特別の非公開情報を、信用分野ガイドライン の例外事項に該当する場

は犯罪の経歴についての情報その他 の特別の非公開情報を、信用分野ガイドライン 2. (2) 1) ①～⑦に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない 措置を講じているか。また、上記の場合 に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第91条)

(10) (略)

(略)

合以外には取得しない 措置を講じているか。また、例外事項に 該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第91条)

(10) (略)

(略)